

竜王町建築物耐震改修促進計画（概要版）

令和5年3月

1. 計画の概要

■ 計画の目的および位置づけ

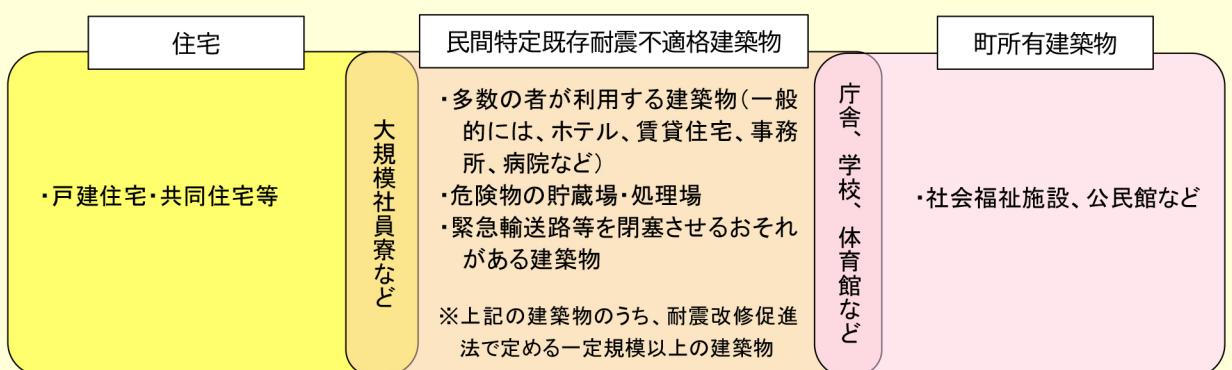
- 本計画は、改正された耐震改修促進法第6条に基づき、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

■ 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組を行います。なお、社会経済状況や関連計画の改定等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

■ 計画の対象とする建築物

- 本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。



2. 想定される地震と被害の予測

- 滋賀県地震被害想定調査から、本町へ最も大きな被害をもたらすと予想される南海トラフ巨大地震の被害想定結果は次のとおりです。

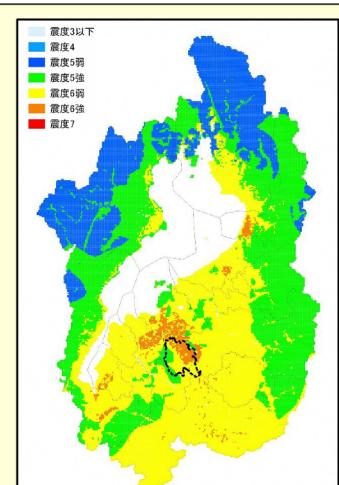
【南海トラフ巨大地震〔陸側ケース〕における地震被害想定表】

想定地震	発生時刻	建物被害(棟)		人的被害(人)		全避難者数(人)			
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	1日後	3日後	1週間後	1か月後
竜王町	早朝	308	1,349	6	75	672	1,889	1,986	500
	昼間			10	91				
	夕刻			14	201				

(出典:滋賀県地震被害想定調査(平成26年3月 滋賀県))

【震度分布図(南海トラフ巨大地震〔陸側ケース〕)】

(出典:滋賀県防災情報マップ)



3. 耐震化の状況と目標

■ 住宅の耐震化の状況と目標

- 町の推定される住宅数は5,753戸であり、戸建て住宅、共同住宅等の構造と建築年から住宅の耐震化率を計算すると、町の住宅全体の耐震化率は74.3%となります。
- 住宅の耐震化の現状、これまでの町の取組、滋賀県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、町民の生命と財産の保護を図るために、住宅の耐震化率を令和7年度末に95.0%、令和12年度末に耐震化が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。
- 最終目標年次である令和12年度末における住宅数は5,638戸となります。目標とする耐震化率“おおむね100.0%”を達成するため、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策を行うことにより、さらに1,112戸(19.7%)の耐震改修を推進します。

【住宅の耐震化の目標】

	現状 (令和4年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
住宅総数	5,753戸	5,695戸	5,638戸
耐震性有	4,273戸	4,332戸	4,526戸
施策効果	0戸	1,078戸	1,112戸
耐震性無	1,480戸	285戸	0戸
耐震化率	74.3%	95%	おおむね100%

■ 数多の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標

- 令和4年度現在における多数の者が利用する建築物の耐震化率は民間所有建築物が94.4%、公共所有建築物が100.0%であり、全体では95.9%となっています。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、これまでの町の取組、滋賀県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえつつ、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、町民の生命・身体および財産を保護するために、耐震化率を令和7年度末までに96.5%とすることを目標とします。

【多数の者が利用する建築物の耐震化の目標】

現状(令和4年度) 95.9%	→	目標(令和7年度) 96.5%
-----------------	---	-----------------

■ 町有建築物の耐震化の状況と目標

- 町が所有する建築物のうち、多数の者が利用する建築物については、全ての建築物で耐震性が確保されています。その他の建築物についても、災害時には災害対策拠点、避難拠点としての機能を求められることから、積極的に耐震化を図るものとします。
- また、耐震診断の結果、危険度の高いものや、建築物の用途や立地条件等、優先度を考慮して耐震改修に着手します。

4. 建築物の耐震化を促進するための施策

■ 耐震診断・改修を図るための支援策

(1) 耐震診断・改修費用の助成

- 耐震診断・改修を実施するには相応の費用負担を要することから、国においては「住宅・建築物耐震等事業」などの助成制度を設けています。この補助制度は各自治体での制度運用を前提としており、建築物の所有者が行う耐震診断・改修に対して自治体が費用助成をする場合に、国から一定の割合を限度として費用助成がなされるものです。

事業名称	事業主体
滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業(無料耐震診断)	滋賀県
滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業	
滋賀県木造住宅耐震改修事業	
滋賀県既存民間建築物診断促進事業(滋賀県自治振興総合交付金)	
滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業	
滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業	
木造住宅の無料耐震診断および木造住宅の耐震補強案作成	竜王町
木造住宅の耐震改修工事	

(2) 税制上の優遇制度等

- 建築物の耐震化を促進するための施策として、国や住宅金融支援機構では税制上の優遇制度や耐震改修工事に係るリフォームのための融資制度を設けています。町ではこれらの措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

- ・耐震改修に係る所得税額の特別控除
- ・住宅ローン減税制度
- ・リフォーム融資(耐震改修工事)

■ 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- 住民が安心して耐震改修を行うための環境を整備するため、以下の取組を行います。
 - ・事業者情報等の情報提供の拡充
 - ・耐震診断技術者・改修施工者の紹介

■ 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する取組

- 地震被害に対する建築物の総合的な安全対策として、以下の取組を行います。

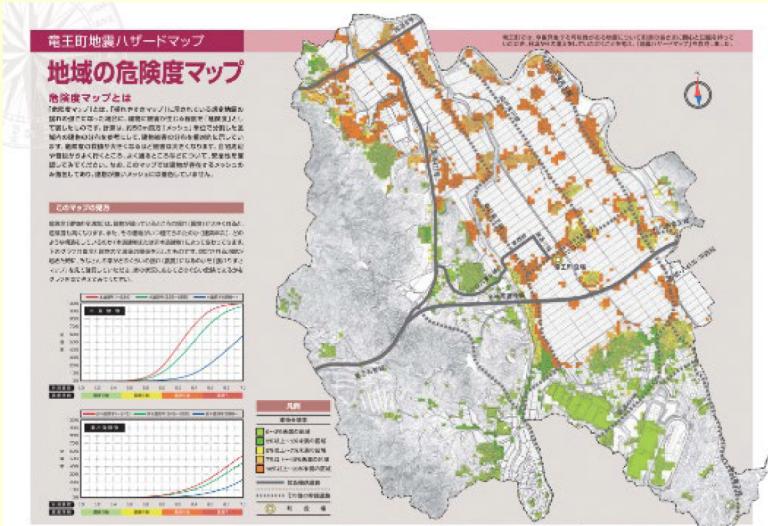
- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ・ブロック塀等の安全対策に対する意識の向上と支援 | ・耐震シェルター等の活用の促進 |
| ・窓ガラス、天井落下防止対策等の落下防止対策の普及啓発 | ・その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策に向けた指導 |
| ・エレベーターの閉じこめ防止対策の促進 | ・地震時の住宅火災の防止対策 |
| ・エスカレーターの地震防止対策の周知 | ・特定優良賃貸住宅の空き家の活用 |
| ・室内の安全対策の普及・啓発 | ・地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 |
| ・家具の転倒防止対策 | |

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及のため、以下の取組を行います。

- ・地震ハザードマップの活用・公表
- ・相談体制の整備および情報提供の充実
- ・パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催案内
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・自治会等との連携
- ・高齢者世帯への支援

【地域の危険度マップ】



6. 特定既存耐震不適格建築物所有者に対する耐震診断または耐震改修時の指導等のあり方

- 県と連携し、県が優先的に指導などを行うべき建築物の選定および実施の手順、公表のあり方等について協力します。また、県が町内全ての特定建築物の状況を調査し、特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施できるよう協力します。
- 優先的に指導等を行うべき建築物の選定および実施手順の策定について、県等と連携して行います。

7. その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

■ 所管行政庁との連携に関する事項

- 国および県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、滋賀県(所管行政庁)との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めていきます。

■ 庁内の推進体制の確立

- 耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。
- また、本計画の進捗状況と目標の達成状況を把握し、必要に応じ目標設定の見直し等を行います。

■ 新たに建築される建物の耐震化

- 新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、建築基準法に基づく中間検査や完了検査に向けて、適切な指導を行います。

竜王町役場 建設計画課

〒520-2592 竜王町大字小口3番地

TEL : 0748-58-3716

FAX : 0748-58-2646